

財務省今昔物語

第11回

財務総合政策研究所主任調査官 寺井順一

「シャープ勧告」の思い出 塩崎潤氏に聴く（その2）

前回に引き続き、大蔵省主税局の職員としてシャープ使節団来日時の対応に当たられた塩崎潤氏（元大蔵省主税局、長元衆議院議員、国民税制総合研究所長）の回顧談をお届けする。なお、同席者は長年シャープ使節団関係の史料収集に携わって来られた井上一郎氏、司会は寺井順一が担当した。

《内国歳入庁（IRS）研修生の頃》

司会 ここからは、第二次使節団に関する話を伺って行こうと思いますが、塩崎先生ご自身の体験として、何か取って置きのエピソードなどございませんでしょうか。

塩崎 それでは、私の主税局事務官時代の最も印象に残った出来事について話しておこうと思います。これは、第二次使節団の来日とも関係するエピソードです。私は、昭和25年5月から7月までの約3カ月間、アメリカの内国歳入庁研修生として、国税庁長官の高橋衛さん、国税庁直税部長兼主税局税制課長の原純夫とともに渡米しました。総司令部のハロルド・モス内国歳入課長が手配をしてくれたのです。ジェネラル・シャンクスというアメリカの軍艦の船倉に寝泊りすることになった私たち3人には、マッチョイアンというアルメニア出身のアメリカ人が同行しました。シアトルまで約2週間、そこから列車でニューヨークまで4日間。ニューヨークでは、モス氏が出迎えてくれました。研修を受けてからワシントンに行き、また研修とい



昭和25年7月31日 四谷の大蔵省庁舎で会談するシャープ博士と池田勇人大蔵大臣（朝日新聞社提供）

う、とにかくハードな行程だった。しかし、研修の間は、内国歳入庁や税務署の視察など、税務行政の実態を肌で感じ取ることができました。特に、内国歳入庁オフィスでは、納税者との面接調査に同席させてもらって、日本に導入されたばかりの申告納税制度について研修を受けるという幸運に恵まれた。また、ちょうど税務行政にコンピューターを導入しようとしていた。アメリカの税制がいかに進歩しているか、納税者の権利を尊重してやっているか、ということに大いに感心しました。

司会 その時も、シャープ博士に会われたのですね。

塩崎 実は、先ほど言ったように日本にいたモス氏がわざわざアメリカにやってきて、シャープ博士の所に案内してくれたのです。シャープ氏はアメリカの各地を視察させてくれました。

それから、ウォーレン博士が色々と案内をしてくれ、彼は自宅にも招待してくれました。私たちの研修は当初2カ月間の予定だったが、サンフランシスコに到着した昭和25年6月25日に朝鮮動乱が起こって、船の便が使えなくなってしまった。そして、サンフランシスコで1カ月以上も待っているうちに、シャウプ博士が第二次の調査団を率いて日本に渡るというので、シャウプ、ウォーレン、ヴィックリーなどの一行に、高橋、原、私の3人が同行させてもらうことになりました。サンフランシスコ空港を飛び立ったのは7月29日でしたが、途中で、プロペラの1つが停止してしまったのです。一時はどうなることかと思いましたが、グアムの空港に降りることができ、翌日、つまり7月31日午後4時、羽田空港に着陸しました。もしシャウプ博士たちが第二次勧告のための来日を計画していなかったら、私たち3人は、いつまでたっても日本に帰れなかったかも知れない（笑）。

《第二次勧告について》

司会 第一次勧告を補充した第二次勧告が昭和25年9月21日に公表されましたが、その中心的テーマは、徴税の状況、税務行政、地方財政に置かれていました。

塩崎 第二次の使節団には、荻田、柴田、鎌田といった自治庁の人たちがたくさん同行しました。徴税状況や税務行政の調査もさることながら、この時の使節団の来日目的は、地方平衡交付金制度や付加価値税など地方財政の基盤強化が主眼となっていました。

井上 ですから、第二次勧告は、日本の法令、特に地方税法や民法などを相当に読み込んで作られたものだという感じがします。

司会 使節団は、シャウプ博士の同行者としてサリー、ウォーレン、ヴィックリー、オリアリー、ステファンの5人でした。この時も、塩崎



昭和25年9月6日 第二次勧告の仕上げを前に打合せ中のシャウプ博士とヴィックリー博士（読売新聞社提供）

先生はウォーレンとヴィックリーの相手をされたのですか。

塩崎 第二次使節団の時は、それほど、やりとりはなかった。使節団は第二次勧告の内容について、既に十分準備して来日した様子でした。

司会 付加価値税導入の勧告については、当時どのように受け取られましたか。

塩崎 平田敬一郎さんも新聞記者に盛んに尋ねられて、説明に苦慮したという話があるが、地方税という事業税を新しい形態の付加価値税に変えるというものだったから、それなりに難しく、結局日の目を見なかったのです。

井上 昭和26年に法律ができたのですが、実施されないままに終わっています。

司会 井上先生は現役の税理士でいらっしゃいますが、第二次勧告のなかに適正な税務行政が行われるために納税者の代理としての税理士の必要性を述べたくだりがありますね。

井上 あれはシャウプ本人が言ったことではないようだ。第一次勧告で弁護士と公認会計士について触れているので、第二次勧告では主税局が働きかけて追加したという経緯があるように思われます。第一次と第二次との文脈からそう見ることができると思います。

《シャープ勧告の今日的な意義》

司会 シャープ勧告を基礎とした税制改正が行われたものの、税制として理想的に過ぎたため実情に合わないという理由で、実施後数年のうちに大幅に修正されました。

塩崎 配当に対する法人税と個人所得税の二重課税排除措置が、日本の占領が終わったところで大きく手直しされたのがいい例ではないでしょうか。株式の譲渡所得課税は有価証券取引税に置き換えられ、留保所得に対する利子課税制度は完全に廃止され、個人株主の配当控除率は二重課税への不平を若干緩和するほどの制度になってしまった。シャープ税制の日本の変貌の早さには驚くべきものがあります。ここで紹介しておきたいのは、私がヴィックリー博士の著作『累進課税の指針』を翻訳したときに、彼から貰った手紙です。その中に、シャープ勧告がかなり修正され相当違ったものが生み出されたことは無理からぬことだが、使節団の仕事が幾分でも長く残って、日本の実情に十分適合した税制の確立へ向けて基盤を与えることを期待している、と記されていました。今日、シャープ税制に戻れという人は見当たらないが、シャープ勧告によって日本の税制は、大きな税制観と、「コンプライアンス（自発的納税協力）」を基本とする太い骨格とを与えられたと言えるでしょう。

井上 確かに、シャープ勧告は、税制の技術的な方法論というよりも一つの哲学として残って行くでしょう。また、歴史的には、あくまで総司令部という権力の下で作られた占領文書という特殊な性格があることを忘れてはならないと思います。

司会 1999年は、シャープ勧告50周年ということで21世紀の日本税制を展望する様々な企画があったようですが、残念なことに、シャープ博士は翌年の3月に亡くなられました。97歳という

高齢でした。

塩崎 私もその年の5月、メモリアル・サービスに出席するために渡米しました。日本からは10人くらい来ていて、シャープ博士の指導を受けた学習院大学教授の金子宏さん、関東学園大学学長の柴田弘文さんなども一緒でした。

司会 シャープ勧告から何年、消費税導入から何年という言われ方をしますが、日本の税制の今後について、どのようなことをお感じですか。

塩崎 シャープ勧告から半世紀経って、勧告された税制は跡形もないように見えますが、これはそれなりの時間をかけて漸進的に修正されたものであって、勧告の大きな精神は、現行税制の基礎として残されていると思います。今後は、所得税を中心に法人税と付加価値税がこれを補い、相続税が最後の個人所得税の清算のように補完する、そういった租税体系を確立する必要があります。その一方で、どんな課税も、所得、資産、消費の半分以上は課税しないという原則を確立することも必要です。日本の国家が、民間主導の経済体制の下で50%以上課税して徴収するということは、健全な経済社会の発展の妨げになると、私はそう考えています。

司会 冒頭に塩崎先生からお話がありましたように、シャープ使節団の来日に立ち会った方々の多くが鬼籍に入られた今、先生のお話はどれも貴重な歴史の証言となっています。先生はまだまだお元気で後進の育成にも尽力しておられますので、今後も何かの機会にお話しを伺えればと思います。それでは、「シャープ勧告」が日本税制のなかで確かに息づき、21世紀の税制を展望するうえで折々振り返るべき道標であることを確認しつつ、座談会を締め括ることといたします。有難うございました。